

学術教育交流協定書

日本国比治山大学と大韓民国仁済大学校は、相互の友好と学術教育交流の推進のため、本協定を締結する。

1. 両者は、平等互惠、相互尊重の精神に基づき、次の活動を行う。
 - (1) 教員の交流
 - (2) 学生の交換留学
 - (3) 共同研究
 - (4) 学術資料及び刊行物の交換
2. 教員の交流については、必要に応じて次の通り実施する。
 - (1) 渡航費は訪問者側が負担する。
 - (2) 宿泊費等、滞在にかかる費用は訪問者側が負担する。
3. 学生の交換留学については、次の通り実施する。
 - (1) 留学期間は1年以内とする。
 - (2) 受入大学が派遣大学より単年に受け入れる交換学生の数4名以内とする。
 - (3) 受入大学は、何らかの支障がある場合は新規受け入れ人数を制限することができる。
 - (4) 交換学生が受入大学で取得した単位は、派遣大学で認定することができる。
 - (5) 受入大学での学生の身分は、仁済大学校、比治山大学とも交換留学生とする。
 - (6) 派遣大学は留学希望学生の中から適任者を選考し、受入大学に推薦する。
 - (7) 大韓民国に留学する学生は韓国語または英語によって意思疎通をする能力がなければならない。日本国に留学する学生は日本語によって意思疎通をする能力がなければならない。
 - (8) 留学期間中、交換学生は所属大学(派遣大学)に授業料を納付する義務がある一方、受入大学での入学検定料、入学料および授業料は全額免除されるものとする。
 - (9) 渡航費、滞在費、査証申請費および保険料は交換学生の自己負担とする。ただし、受け入れ大学は奨学金の申請に積極的に協力するものとする。
 - (10) 受入れ大学は、学内又は学外の宿泊施設の斡旋をする。
4. 共同研究については、個々の教員および職員の自由意志に基づき必要に応じて随時実施する。
5. 学術資料及び刊行物の交換については、必要に応じて随時実施する。
6. 本協定は締結の日から満5年ごとに期限を迎える。特に申し出がない場合は、その都度自動的に5年間期限が延長されるものとする。本協定の改廃は両者間の協議による。
7. 本協定書は、同一内容の正文が、韓国語、日本語により各2通作成される。この2ヶ国語による正文を両者が1通ずつ保管する。

2009年 7 月 27 日

日本国
比治山大学学長 高橋 超

大韓民国
仁済大学校総長 李 京浩